

災害応急措置の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、浦安市内に発生した風水害、地震、その他による災害（以下「災害」という。）時において、浦安市（以下「甲」という。）が浦安電気工事協同組合（以下「乙」という。）に協力を求める手続き等を定めるものとする。

また、道路・河川・その他公共土木施設の電気設備の機能確保及び回復のため、災害時に対し迅速かつ的確に対応する。

- (1) 施設等の電気設備被害状況の報告。
- (2) 電気設備の技術的助言。
- (3) 電気設備の機能復旧に必要な資材等の調達及び労務の提供。
- (4) その他応急対策業務。

(協力要請)

第2条 市内に災害が発生し、又は発生の恐れのある際の防災対策を実施するにあたり、甲は乙に対し防災のため応急復旧活動について、協力を要請することができる。

2 前項により要請を受けた乙は、必要な人員、機材等を出動させ、市の行う防災措置に協力するものとする。

(要請手続)

第3条 乙に対する甲の要請手続は、原則として都市整備部長が担当する。

2 要請にあたっては、災害の状況、場所、活動内容、希望する人員、機材等について連絡するものとする。

(防災活動)

第4条 甲の要請により災害応急対策作業現場に出動した乙の会員は、甲職員の指揮者の指示に従い防災活動に従事するものとする。

2 現場に甲職員が派遣されていない場合は、乙の会員自らの判断にて要請事項に従い防災活動を実施する。

この場合において、乙の会員は、防災活動の終了後、活動状況の概要を都市整備部長を通して甲に報告するものとする。

(公務災害補償)

第5条 甲の要請により応急復旧活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年条例第1号）の例に準じて甲が災害補償を行うものとする。

(連絡)

第6条 乙は、応急復旧活動に出動できる人員、機材等の状況について毎年4月末日までに甲に通知するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めていない事項又は協定について疑義が生じた事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

(期間)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期限満了前1ヵ月前までに甲・乙いずれからも何らの意思表示の無いときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

平成20年11月7日

甲 浦安市猫実1丁目1番1号
浦安市

浦安市長 松 崎 秀 樹

乙 浦安市猫実3丁目16番33号

浦安電気工事協同組合

代表理事 芹 川 勝